

第 22 期第 2 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 3 年 6 月 22 日

第22期 第2回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年6月22日（火） 午後2時00分から

2 場 所 静岡県庁東館16階 0A研修室（静岡市葵区追手町9-6）

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 静岡県資源管理方針の変更について（別紙1まさば及びごまさばの追加） 資料1

知事管理漁獲可能量の設定（まさば及びごまさば）

イ 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の 資料2

知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 指示事項

かご漁業の操業について 資料3

(3) 協議事項

ア 広域漁業調整委員会の委員互選について 資料4

イ 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議について 資料5

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	西原 忠	原 剛
	日吉 直人	金指 治幸	内山 希人	渡邊 俊了
	高田 充朗	李 銀姫	安間 英雄	三浦 綾子
	影山 佳之			
Web会議参加	鈴木 伸洋	田口さつき	眞鍋 淳子	
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	飯田 益生	山田 博一	永倉 靖大	
事 務 局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○花井事務局長        それでは、ただいまから、第22期第2回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

      本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立しております。

      新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、県外在住の鈴木伸洋委員、眞鍋委員、田口委員におかれましては、Web会議の形で出席していただいております。

      また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいております。少々お暑いかと存じますが御理解、御協力願います。

      なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

      ここで、事務局からWeb会議開催に当たり会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師            事務局の市川です。まず、0A研修室の注意事項から御連絡いたします。本研修室ですが、電子機器を多く置いてありますため、原則としてこの部屋での飲食は禁止となりますのでご注意ください。概ね1時間ごとに休憩および水分補給の時間を設ける予定です。休憩中の飲食はこの階にあります食堂の座席でお願いいたします。食堂はこの階のエレベーターを挟んだ反対側のフロアにございます。また、感染症防止のため、マスクをはずしての会話はお控えいただきますようお願いいたします。続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりにお願いいたします。

      また、通信のラグがあるため、発言がかぶるのを防ぐために、御意見・御質問をされる際は、発言される前にまず議長に了解をとり、名前を言ってから発言していただくようお願いいたします。

○花井事務局長        では、ただ今から、議事に入らせていただきます。  
      それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長            皆さん、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

      それでは、本日の議事録署名人を橋ヶ谷委員と眞鍋委員にお願いしまして、議事に入ります。

      それでは次第に従いまして、（1）諮問事項の1つ目、静岡県資源管理方針の変更について（別紙1まさば及びごまさばの追加）知事管理漁獲可能量の設定（まさば及びごまさば）についての審議に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。議題1 静岡県資源管理方針の変更について（別紙1 まさば及びごまさばの追加）、及び知事管理漁獲可能量の設定（まさば及びごまさば）について御説明します。

座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。まず、配付資料の御説明をいたします。

1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページから8ページが資源管理方針の新旧対照表、9～13ページが説明用資料、14～29ページが改正後の資源管理方針全文、30ページ以降が参考資料として知事からの諮問文、県公報告示案、漁業法の根拠条文抜粋となっております。

1ページの1の概要から御説明します。別紙1の【制定理由】です。

令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法では水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われています。農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて、資源管理基本方針を、都道府県知事は漁業法第14条に基づき、国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、以下、県方針といいます、を定めることとなっております。県は令和2年12月1日に本県漁業の状況を反映した県方針本体を制定しましたが、今回、令和3年7月1日から管理期間が新たに切り替わる特定水産資源（TAC魚種のまさば及びごまさば）の資源管理手法について、別紙1を定める必要があります。

次に【県方針の概要】と【スケジュール】について説明いたします。

県方針は、特定水産資源（TAC魚種）について県内の数量配分の基準や漁獲量の管理の手法を定めるほか、特定水産資源（TAC魚種）以外の魚種についても沿岸漁業における自主的な資源管理の考え方や手法等を定めることとされています。特定水産資源（TAC魚種）別に具体的な管理数量や管理手法を記載する【別紙1】を制定し、現行の県計画の魚種別管理期間が切り替わるタイミングで、県方針に移行します。

この別紙1の位置付けについては資料9ページを使って御説明します。9ページを御覧ください。こちらは資源管理方針の概念図を構造ベースで示したものです。

図の一番左にあるのが【漁業法改正前の資源管理体制】で、これは静岡県資源管理指針と静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（通常、TAC県計画と呼んでいるもの）になりますが、こちらが、法改正により頁中央の資源管理方針＝県方針に移行しています。県方針本文は、昨年12月に制定しております。これに付随するものとして、頁右側の【漁種別管理手法 今後制定・公表】する別紙1～3の魚種別の資源管理があります。今回、TAQ魚種のまさば及びごまさばの管理期間が切り替わるため、TAC法に基づく県計画から、漁業法に基づく県方針へ移行し別紙1を定めます。なお、他のTAC魚種である、さんま、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろについては、昨年12月来、当委員

会の諮問、答申を受け、県方針に移行を済ませております。全体のスケジュールを示した概念図が資料10ページにありますので、御確認ください。

では、まさば及びごまさばの別紙1の規定内容について、28ページ以降で説明いたします。28ページ中段の別紙1-7を御覧ください。

第1 特定水産資源にはTAC魚種名「まさば及びごまさば太平洋系群」が入ります。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等には、「静岡県まさば及びごまさば漁業」、①水域として、「②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域」と指定しています。②の対象とする漁業とは、「静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（大臣許可漁業及び東京都知事による知事許可漁業を除く。）」として、静岡県の漁業者全体を指しています。つまり①の水域は、静岡県の漁業者がまさば及びごまさばを採捕する水域を指しています。③の漁獲可能期間は、「周年」としています。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、後ほど説明しますが、来期のまさば及びごまさばは現行水準ですので、「全量を静岡県まさば及びごまさば漁業管理区分に配分する」と記載します。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、漁獲努力量による管理を加える場合は、漁業種類ごとに漁獲努力量の上限を定めています。

漁獲努力量による管理を行う漁業種類は、第4の下表のとおりで、これまでのTAC法に基づく県計画に記載の漁業種類と同じです。

漁獲努力量の管理内容は、1隻または1か統当たりの月ないし年間操業日数としており、本県では県下の漁業者が自主的な資源管理を行う際の最大操業日数としております。

以上が県方針別紙1-7まさば及びごまさばの規定内容となります。

次に県方針の変更及び別紙1-5、別紙1-6のくろまぐろ（小型、大型魚）の所要の修正について説明します。3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、県方針ですが、第1の1漁業の状況の頁中央、下線部のとおり、平成29年の漁業生産量5位を令和元年の漁業生産量6位に内容を更新いたします。漁業生産額第7位と漁業センサス2018年については変更ありません。

また、4頁を御覧ください。第8に「別紙1-7まさば及びごまさば」を追加いたします。

続けて4頁の別紙1-5を御覧ください。第2の漁獲量の管理の手法等で採捕の報告期限を定めているところですが、②の知事が法第31条の規定による公表をする状況、すなわち、知事がこのままでは県の知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあるとして、漁獲量の公表をした日から、それが解除される時までの間は、漁業者は陸揚げした日から3日以内に報告することを定めています。

今回の訂正は水産庁から一斉に訂正の指示があったもので、国の文案どおりとなります。訂正前は、一旦、知事が数量を公表してしまったら対象期間が終わるまでの間、継続して陸揚げ後、3日以内に報告するという条件になっていましたが、今回の訂正で、留保解除や国からの追加配分により枠に余裕が生じた場合は、この限りではない、としています。

同一の訂正箇所が、別紙1-5くろまぐろ（小型魚）で6箇所、1-6くろまぐろ（大型魚）で2箇所あり、5～8ページの右側の下線部の箇所を追加訂正いたします。以上が資源管理方針の変更の内容となります。

次に知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。資料11ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和3管理年度のまさば及びごまさばの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。従前のTAC計画の時と表現が少し変わっていますので、御説明します。次の12ページを御覧ください。

上半分がこれまでのTAC法に基づく配分の考え方で、まさば及びごまさばは、「数量明示による配分」となっていました。それが今回から、漁業法に基づく配分の考え方変わるため、数量明示による配分の対象以外で平均漁獲実績が1トン以上は、原則として「現行水準」と定めることになりました。これにより、「現行水準」となっております。参考までに13ページにまさば及びごまさばの近年の漁獲実績を示しております。

2ページにお戻りください。頁中央から下になりますが、国が「現行水準」と定めたことを受け、本県の知事管理漁獲可能量を、表のとおり国と同様「現行水準」と定めたく存じます。施行日は、まさば及びごまさばの管理期間が切り替わる令和3年7月1日となります。御異議がなければ、当委員会の答申をいただき、国の承認を経て、施行いたします。施行の際は、32ページから38ページそして39ページのとおり県公報に告示します。県HP上でも公表する予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任していただきたく存じます。

それでは諮問事項になります。

1点目、静岡県資源管理方針の変更を漁業法第14条第4項の規定に基づき諮問いたします。変更内容は資源管理方針の変更、別紙1-5、1-6の所要の訂正、別紙1まさば及びごまさばの追加です。2点目は、まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

説明が長くなりましたが、以上、2点御審議のほど、よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ただ今、事務局から説明がありましたので、審議に入ります。  
このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。  
李委員どうぞ。

○李委員

2点あります。まず1点目はコメントになりますが、私は今、日本の小規模漁業・沿岸漁業に関する研究ネットワークのコーディネートをさせていただいているのですが、先日、世界海洋の日を記念して、世界40カ国以上、70以上の団体機関が参加した世界的なイベントがありまして、日本からも1つのセッションを企画して、小規模漁業、沿岸漁業を発信というテーマで、「現場の声」という題で、日本語、英語、バイリンガルという形で、現場のいろいろな方たちの御協力を得ながら、セッションを行ったんですけれども。

こういう一連のイベントを通して現場の方たちの意見をいただいて改めて思ったのは、改正漁業法を具体的に実施していくことなんですけれども。やはり国は国、県は県という感じで、国が決めたからと、そのまま受け入れるのではなく、県としての建設的な、批判的マインドを持って県の方が主体的にやっていくというのが大事だなと改めて思いました。おそらく県の皆さんも委員の皆さんもそのようなマインドを持ってらっしゃると思うんですけれども、これから改正漁業法を実施していく上で非常に大事なことだと思いましたので、そのことをあえてコメントさせていただきたいというのがひとつあるのと、あと具体的な質問になるんですけれども、この資料の12ページのところで、以前も御質問させていただいたことがあるんですが。この当初配分の考え方というところで、これが変更になったんですけれども、この2番3番のところの変更前が100トンというところから、変更後が1トンという基準に変わってしまっているんですけれども。これによっておそらく、配分しない漁業の数が少なくなって、2の方に移った漁業の方が多いかなというところで、なんとなくねらいはわかるんですけれども、これはどういう考え方のもので、100トンからいきなり1トンになったのかというのを、この場でなくて良いので考え方をお聞きしたいというのと、それによって静岡県がどのへんが、まさば、ごまさばが、変化した漁業のひとつですね、数量明示から現行水準に変わったと思うんですけれども、他にもこの基準の変更によって変わった漁業があるのかな、というところをお聞きできればと思います。以上です。

○板橋局長

まず1点目のコメントの批判的マインドを持って具体的に県がやっていくかということについては、県としても概ね同様に考えております。改正漁業法も施行されてはいるんですけれども、その上で、原則はTACになってしまっていて、ただ、例外にできないものはできないということになっていますので、何ができて、何が出来ないのかとやるとしても、ちゃんとした評価がなされないといけないというのがありますので、その評価をどうしていくのか、といったことについて、この場を含めまして検討していくことが大事なのかなと思います。

2つ目の100トンから1トンに変わったという考え方の背景と、具体的にどういう魚種が数量明示から現行水準になったかという点については検討させてい

ただきまして、李先生に個別に御回答させていただくということによろしいですか。

○李委員                   すみません、ありがとうございます。

○日吉委員               いいですか。今回のまさばとごまさばが一緒になって漁獲制限が可能とされているんですけれども、前のTACは別々じゃなかったでしたっけ。

○花井事務局長          今までも同じです。まさば及びごまさば、となっていました。

○日吉委員               何で疑問に思うかということ、太平洋系群と対馬暖流系群がいるということだったんですけれども、多分国の方は個別に資源評価をしているはずなんですよ。近年ごまさばが漁獲量が落ちて、まさばが増えていると。全然僕らは実感がないんですけれども。5、6年前からまさばが非常に増えたというのはこの場でも何回も言っていたと思うんですけれども。それが資源が少ないごまさばと一緒にやるとするのは、せっきくこのTACというのは資源を守るという制度上のことでこれが今回厳しくなっていると思うんですけれども、それが何か齟齬があるかな、という感じがする。

○花井事務局長          日吉委員のおっしゃるとおりだと思います。評価は従来も別々にやっていました。ただTACになりますと、まさば及びごまさば、と一本になってしまうわけなんですけれども。この背景としましては、本県の場合ですと、このまさば及びごまさばはきれいに分かれて漁獲統計がしっかりしているんですけれども、県によりましては、そこが一緒になって区別が非常に曖昧なところがあるものですから、実績を出してください、となったときにその数字がちゃんと出てこない、このような背景がございまして、TACになると、まさば及びごまさば、と一緒にしてしまうということになります。

○日吉委員               あともう一点いいですか。この件と直接関係ありませんけれども。

                              ちょっと聞いたところによると、北部太平洋まき網ですね、銚子や波崎などが水揚げが少なくなって、さば漁業者との協定におけるまき網の操業可能期間1か月延長を望んでいるという話があると思うんですけれども。それは波崎や銚子や石巻だけが困っているわけではなくて、静岡県下だって水揚げが少なくなって、御商売されている魚関係の人皆が苦勞しているわけですね。その中で水揚げが少なくなったから地域が衰退するといって1か月延長の材料にしているみたいなんですけれども。それは日本中にそういうことが起きていて、特に北部太平洋まき網が獲っていると、さば漁をしている人達や知事許可のまき網の人達もそうだと思うんですけれども、彼らが獲っていると相場が1/3くらい下がる



んですよね。銚子が今日1,000トン、2,000トン水揚げがあったとなると。ただ獲っていいだけでなく、魚価にすごく影響してくるんですよね。1か月伸ばされると、特に冬場の盛漁期のときは、さば漁の人達も、私たち定置も、知事許可のまき網の人達も、北部太平洋のさば漁が終わったから、これから相場が良くなるという感じで毎年そう思ってるんですよね。そのようなこともあるので1か月延ばしてしまうと困るなあというのがあるので、もし県が意見できたら、さば漁の人達だけでなく僕たち定置も、それを非常に危惧しているよ、ということ伝えていただけたら幸いです。

○鈴木会長           はい、高田委員どうぞ。

○高田委員           日吉委員が言ったように、今年を見ていると盛漁期が1か月も後ろにずれているんですよね。普段なら房総から下ってくるさばが、今年なんかを見るとまだ房総沖で獲れていたりするので、そうすると1か月延ばすということはやはり静岡県としてはかなりのダメージがあると思うんですよ。その辺をやはり強く言えたら言ってほしい。さっき言ったように、相場が関わってくるので、是非そのへんは伝えて欲しいと思います。

○鈴木会長           他に御意見、御質問はありませんか。

無いようでしたら、今、日吉委員、高田委員から出ました、北部太平洋のまき網の1か月の延長ということに対して、県の方では漁業者委員の意見を伝えるようお願いいたします。

それでは(1)諮問事項のアについて、原案のとおり了承でよろしいですか。

○各委員           異議なし。

○鈴木会長           それでは御了承いただきましたので、(1)諮問事項のアは原案のとおり了承いたします。

それでは(1)諮問事項のイ令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査           事務局の松浦です。よろしく申し上げます。

諮問事項2、令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について、御説明します。座って説明させていただきます。

まず、経緯です。

【資源管理の経緯】についてですが、くろまぐろについては、近年、資源量

が大きく減少しているとみられることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下、WCPFCと言います）で国際合意した管理措置に従い平成22年から漁獲量の管理強化が実施されています。

しかしながら、より厳しい資源管理とするため、国は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「TAC法」という。）に基づく管理を行うこととなり、知事が管理する沿岸漁業では、第4管理期間（H30.7～）から資源管理法に基づく管理が開始されました。これにより、全ての都道府県で、くろまぐろの漁獲数量を数字で割当てた管理が始まりました。先ほど、池谷より、数量明示や現行水準、配分なしといった数量管理の分け方について説明がありましたが、国際的に厳しい資源管理をしているくろまぐろでは現行水準や配分なし、といった管理はありません。

令和3年3月末には第6管理期間（R2.4～R3.3）が終了しており、令和3年4月1日から令和3管理年度が開始となりました。同時に根拠法令が資源管理法から漁業法に移行しています。

先ほどの諮問1の説明にもあったように、県は国の資源管理基本方針に基づき県の中長期的資源管理の考え方を示した「静岡県資源管理方針（以下、「県方針」という。）」と、県方針の「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」、「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」を制定し公表しています。また、くろまぐろの別紙に基づき、管理年度ごとに知事が定める知事管理漁獲可能量（漁獲上限）についても同様に制定、公表しています。

この県方針の別紙でくろまぐろだけが、小型魚と大型魚に分かれておりますので、それについてここで補足説明をしたいと思います。下の太字にありますが、一つ目の※、くろまぐろの小型魚（30キログラム未満）と大型魚（30キログラム以上）の境目はくろまぐろの成熟が始まる目安の重さです。

太平洋くろまぐろは、産卵親魚量（親の量）と加入量（子供の数）に明確な相関関係は見られないものの、小型魚の漁獲を抑えた場合、大型魚の漁獲を抑えるよりも資源量の増につながるという結果が国の水産資源研究所の試算で出ています。このため、国内の漁獲規制は、大型魚は従来どおりの量を上限にしましょう、小型魚は従来の1/2に漁獲を抑えましょうというところから始まりました。

次に、今回の【諮問の経緯】について御説明します。令和2年に行われたWCPFC年次会合で第6管理期間から令和3管理年度へ移行する際、国全体として当初数量の17%まで繰越可能と認められました。なお、沿岸漁業においては各都道府県配分量の当初数量の10%まで繰越可能です。

今般、沿岸漁業における第6管理期間の繰越数量が確定したことに伴い、令和3管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更が必要となりましたので諮問いたします。

まず、次の2ページの上に、第6管理期間、令和2年4月から令和3年3月

までの1年間の知事管理量の計画数量、実績及び消化率をお示ししています。

表の区分、の一番左は、数量管理は先ほど御説明したように30キログラム未満の小型魚、30キログラム以上の大型魚に分かれています。国から、静岡県さんはこの数量です、と言われるときには、既に小型魚と大型魚に分けた数字が示されます。

これら小型魚、大型魚は、さらに3つに分けられます。まず漁業種類別に、上の漁船漁業等、これは定置漁業以外の漁業全てを指しています。それから下に記載の定置漁業、そして県の枠をオーバーしないように県が状況に応じて配分する留保枠、に分かれています。小型魚については漁業種類別だけでなく、4か月ごとの期間別の割当量に分けて計画を策定・管理しています。これは県の数量をオーバーしないよう、厳密に管理するためのしくみです。

表の区分の右側が当初数量。これが令和2年4月1日時点の数量です。その右側に、国内で数量の再配分や融通の制度を利用した最終変更数量を、また右隣に令和3年3月31日時点の最終実績を、その消化率をもう一つ右側にお示ししています。

第6管理期間の実績については、小型魚の消化率は46.8%、大型魚では88.1%でした。ともに消化率は90%未満で終了し、10%は残りましたので、令和2年4月当初数量の10%を自県分の数量として今期に繰り越せることになりました。

IIの諮問事項の欄を御覧ください。

**【諮問事項】** 第6管理期間（R2.4～R3.3）における知事管理量の全国実績値が確定したことに伴う、くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更です。

〔諮問に至る状況〕

第6管理期間（R2.4～R3.3）における知事管理量の全国実績値が確定しました。本県においては小型魚及び大型魚いずれも第6管理期間当初の10%以上の残枠が発生したため、第6管理期間に繰越しできる自県分の数量は小型魚：2.4トン、大型魚：1.1トンとなりました。この他、第6管理期間からの繰越を含む国の留保のうち沿岸漁業に配分可能な量が追加で配分されています。最後のポツにありますが、本県に対する自県繰越しと国からの追加配分の合計は小型魚：9.1トン、大型魚21.2トンです。

（1）令和3管理年度における繰越等の配分量については、国内の沿岸漁業における第6管理期間の繰越数量が確定したことから、令和3年5月14日付けで都道府県別漁獲可能量の数量を変更した旨通知がありました。これらについて令和3管理期間における配分量を3ページ上にお示ししています。30キログラム未満の小型魚については合計33.3トン。これは現在の数量に9.1トンを足した数量です。次に30キログラム以上の大型魚ですが合計33.0トン、これは現在の数量に21.2トンを足した数量です。

それでは、今回の計画変更の数値根拠について御説明します。

(2)の静岡県配分量の内訳について、小型魚、大型魚それぞれについて御説明します。

まず、アの小型魚です。当初数量は24.2トンで第6管理期間からの繰越数量は2.4トンです。ここに追加配分として国が保有する繰越分と令和3管理期間の留保分のうち、沿岸に対する配分可能量について、全国一律3トン进行配分しています。その残りを第6管理期間で各県同士が融通があった際、譲渡、つまり自分にはもらわないで他県に枠をあげた県にメリット配分を行っています。本県はこれはやっておりませんのでゼロです。次の消化率80%を超えた県に対するメリット配分ですが、これも本県は小型魚では到達しなかったためゼロです。最後に、国内で今まで御説明した処理をして余った分を各県当初数量の比率に併せて配分したものが本県は3.7トンでしたので、当初の24.24トン、繰越の2.4トン、一律配分の3.0トン、最後の3.7トンを含わせて33.3トンが、県の小型魚の全体数量となります。

次にイの大型魚です。当初数量は11.8トンで、第6管理期間からの繰越数量は1.1トンです。ここに追加配分として、数式はややこしいのですが、国内に一律5トン配分後、直近5か年の最大実績値を加え、その合計に97%をかけた値と当初数量11.8トンの差を配分しています。本県はここ数年、実績を伸ばしておりますのでこの数字が大きく16.0トンとなっています。次に小型魚と同じく自県分を他県に譲渡した県へのメリット配分がありますが、本県はやっておりませんのでゼロです。最後に、第6管理期間の消化率が80%を超えた県に対するメリット配分として4.1トンをあわせた33.0トンが県の大型魚の全体数量となります。

細かな計算根拠等は下の(参考)に記載してございます。

それでは、今回追加配分のあった数量の配分について諮問したいと思います。4ページを御覧ください。

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更の表をお示ししてございます。

表の下、(1)漁業種類別及び期間別数量の配分に関する考え方を御覧ください。

知事管理漁獲可能量について、採捕の種類別、つまり漁船漁業等及び定置網漁業別の割当量は、国が本県数量を定めるに当たり実績を採用した期間の実績比率で配分しています。

次に小型魚の期間別の割当量ですが、配分は自肅要請のなかった平成25年4月～平成28年3月の3年間の実績及び近年の漁獲状況を考慮した割合で配分しています。小型魚は、さらに1年間を3つに分けて4か月の期間で管理していますが、急な群の来遊に対応できるように、また漁獲枠を効率的に利用できるように、漁船漁業等及び定置漁業のいずれも4～7月の期間に追加配分したいと

思います。

なお、小型魚については県方針の別紙において、4～7月の期間の未消化分は翌8～11月の期間に、8～11月の期間の未消化分は翌12月～3月の期間に全て繰越すことができるよう、あらかじめ定めてございます。

数量配分については、解説付きのものがございますので5ページを御覧ください。表の左から区分、当初数量、矢印の先に今回の変更案の数値、それから備考等をお示ししています。今回変更のある数値はゴシックと下線で表しており、備考欄にプラス何トンといった値を、欄外に数値の根拠や配分理由等を示してあります。

右側の変更数量と備考の部分を御覧ください。一番上の知事管理漁獲可能量では、小型魚は今回の変更で県全体で33.3トンとなりました。これを基準年の実績割合で漁船漁業等に6.8トン配分します。これを残り1か月ですが全て4～7月の期間に配分します。定置漁業においても県全体量を基準年の実績割合で2.3トン配分し、同じように全て4～7月の期間に配分します。次に大型魚です。こちらは県全体で33.0トンとなりました。追加分を基準年の実績割合で配分し、漁船漁業等に16.2トン、定置漁業に5.0トン配分したいと思います。

以上が今回の県計画変更に関する数値説明でしたが、添付資料として7ページに県知事から海区会長あての諮問文を、8ページに諮問の元となる国からの通知文を添付しております。

数値変更内容については、先ほど御説明した配分案の告示文を9ページに添付してございます。数量以外の、管理の考え方等についての静岡県資源管理方針別紙につきましては諮問1のところでは配布されている溶け込み版の資料をご参照いただきたいと思います。

なお、今回の海区で御審議していただいた結果、数量変更の案を認めるといった答申が得られれば、会長から知事へその旨の答申を行い、即、数量の変更を公表いたします。数量の変更は県が公表した時点で効力を有しますので、すぐに反映される予定です。

昨年度までは、今回のような数量変更は、海区委にて諮問の答申が得られた後、国に申請し、農林水産大臣の承認が下りてから公表し、変更を反映しておりました。このため、海区で諮問してから実際の数量変更が確定するまで時間を要しておりましたが、今回、くろまぐろの資源管理における根拠法令が漁業法となったことで、この変更を認める旨の答申が得られましたら、国の承認を待たずに、速やかに県のHPと県公報にて公表することができるようになりました。

補足として資料の最終ページを御覧ください。漁業法第16条と漁業法施行規則第2条を抜粋して掲載してございます。16条は今回諮問したような知事管理漁獲可能量を制定する際の手続きを規定しています。第5項、数字の5と書いてある部分を御覧ください。

前3項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第3項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

つまり軽微な変更のときは農林水産大臣の承認を受けなくても良い、というものです。ではその軽微な変更はといいますと下の漁業法施行規則の第2条の2行目、軽微な変更とは、他の都道府県知事が定める知事管理漁獲可能量の増減を伴う以外の変更とする。と書かれています。

分かりにくいですが、漁獲可能量の枠の交換や譲渡などを、国の仲介なしで複数県が、国の知らないところで話をつけて、国が把握していない数量変更があるとき以外は、農林水産大臣あての変更申請が不要という意味です。つまり、今回のような、国が各県の数量を決めて、さあみなさんあなたがたの数量はこれだけ変わりますよ、という変更の際は、変更の報告はしますが、承認申請は不要となりましたので、今までよりも短い時間で漁業者さんに数量増をお伝えすることとなります。

静岡県は、管理年度の最後の頃、12月から翌年3月にかけて、主漁期が終わった都道府県から数字を譲り受けることが多いですので、今後、より速やかに変更を済ませられると思っています。補足は以上です。

それでは、今回の令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について、御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

はい、日吉委員どうぞ。

○日吉委員

説明ありがとうございました。大型魚について追加配分では難しい計算式があって、驚いたことに結構な増枠になっていて、特に漁船漁業の人達の大型魚については、ジャンボの人、はえ縄の人、特に伊豆地区の人は大変喜ぶと思います。私たち定置も漁船漁業の方に提供したりして消化率を高めたんですけども県一丸となって消化率を高めて、残念ですけど小型魚の方は消化率を高められなかったんで御褒美をもらえなかったんですけども、大型魚だけでもこうなって良かったなあと思っているところです。多分伊豆の人達は喜ぶと思いますよ、非常に増えたので。

○西原委員

それこそ、定置の方と曳き縄の漁船漁業の方で、定置の余った大型魚の枠を漁船の小型魚と交換して操業できたことはすごく良かったと思います。他県ではなかなか考えられない方法で、たとえ少量でも、静岡県の漁民のチームワークを感じさせたと私は思っています。漁船漁業の件なんですけれども、枠が増

えて、ジャンボとはえ縄の枠の配分がまたもめることになるんですが、ある程度量も増えたものですから、県の御協力の下、我々役員も円滑に協定が結べるように頑張りますのでよろしくお願いします。

○松浦主査           ありがとうございます。マグロの資源管理は本当に厳しくて、毎日、水揚げしたら0.1キロ単位で御報告をいただいている、定置も漁船も皆で数字を管理しています。そういう中で県が資源管理をやっていくにあたって、定置の方と漁船の方と、他の県だと対立してしまうところなんですけれども、お互いの状況を汲んでくださって、今数量管理ができていますと思いますので、本当にこちらこそ御協力くださいませありがとうございます。また今期もよろしくお願いします。

○日吉委員           一言いいですか。それがうまくいっているのは、事務局がちゃんとやっているからで、皆さんの状況がすぐわかる。事務局の方が苦労されているからこういう結果になっていると思います。

○鈴木会長           事務局が、それだけ消化率にこだわったという意味がわかりました。先ほど西原委員の方から出ましたが、定置とのやり取りの中で、やはり漁業者の中でも、余分に来た分を、はえ縄だけでなく、ジャンボという曳き縄の仲間と同率で分けちゃうということの中で、曳き縄の仲間も予想外の量ができたということで非常に喜んでます。  
鈴木委員どうぞ。

○鈴木伸洋委員       はい、ありがとうございます。  
非常に良い御提案だと思います。さて、事務局にお聞きしたいのですが、大型魚についてですが、これから水温が上がってきて、産卵期を迎えてきて大型魚の来遊があるのだと思いますが、このような試算の中で、消化率をどのように推定をされておられるのか。消化率というのは非常に重要なファクターになっていると思いますが、どのように消化率をお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○松浦主査           鈴木伸洋委員すみません。消化率を推定というのは、年度末に向けてどうしたいか、というそういう意味でございすか。

○鈴木伸洋委員       それも含めてお願いできればと思います。

○松浦主査           まず大型魚について回答しますと、冒頭で30キログラム以上が卵を持つようになるという話をしましたけれども、静岡県で、定置に入る分は大きい魚なの

で放流しきれなくて漁獲はしますが、北海道や青森のようにそれほどたくさん獲るわけではありません。漁船漁業の実績の方が多いんですけれども、今の産卵期ではなく冬の時期に伊豆諸島周辺の方で大量に獲りますので、去年ですと1か月で14トンですとか、かなりの量を獲っておりますので、そういった時期に集中して獲っていただくのだろうなと思います。33トンあって結構多いように思えるんですけれども、漁船漁業のことを考えると、消化する可能性が高いと思っております。

小型魚につきましては昨年度なかなか消化が伸びないということがどうしてもありました。事情としては漁船漁業等で、いつもだったらマグロを獲る期間に、もっと価格の良い魚が来遊してそっちを獲ったなどいろいろな事情がありますけれども、可能であればいろんな漁業種間同士でやれるのであれば、そういったことで県の消化率を高めることができたかな、と思っております。

○鈴木伸洋委員      ありがとうございます。非常に良い試みで、これからも消化率を上げていくというのが必要だと思います。

それから伊豆の方に産卵場があるというのがほぼわかってきていますので、そこも含めると、これから水温が上がってくれば、大型魚の消化率も高くなってくるのではないかな、と考えました。ありがとうございました。

○鈴木会長           他に御意見ありませんでしょうか。

それでは、御意見が出つくしたようですので、(1) 諮問事項のイにつきましては原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員             異議なし。

○鈴木会長           ありがとうございます。それでは当委員会は(1) 諮問事項のイは原案のとおり了承することを決定いたします。続きまして(2) 指示事項 かが漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査           それでは、かが漁業の操業に係る委員会指示について説明いたします。資料3を御覧ください。

まず、経緯です。昭和52年に戸田漁業協同組合所属船が、かが漁業の操業を始めました。当時は自由漁業でしたが、同漁協所属の小型機船底びき網漁業者との間で、漁場や漁獲物の競合が顕著となり、昭和53年に「かが漁業の部分的な禁止」、昭和54年に「本県海面における全面操業禁止」の委員会指示を公示することになりました。その後も他の漁業との間でトラブルが頻発したため、委員会による調停が行われ、昭和55年から現行の承認漁業となりました。

操業は1ページ下にお示ししているA、B、C海域の3つの海域に分けて行われ



ています。A海域は駿河湾の中央部、B海域は西伊豆の黄金崎沖、C海域は下田沖になります。

駿河湾の中央の一部海域では操業違反が繰り返し行われたため、平成22年に「承認をしない場合」及び「承認の取消し」の項目を委員会指示に追加し、平成23年には違反者に対する処分基準の見直しを行いました。

平成25年には漁業者からの要望によりC海域、伊豆半島の東側にある海域ですが、ここの操業海域を沿岸側に変更しました。更に平成28年には、試験研究機関による調査に対して届出を義務付けました。なお、昨年漁期については違反及びトラブル等の報告はありません。

次のページを御覧ください。かにかご漁業の操業図と漁具図をお示ししています。右側の図のようなカゴに餌をいれたものを最大20かご、はえ縄のようにして海底に設置します。カゴの中の餌を目当てに入ってくるカニを獲るといった漁業です。

かご漁業の主な漁獲対象種は、その下に示したタカアシガニ、エゾイバラガニ、イバラガニモドキになります。タカアシガニは主にB、C海域で採捕されます。世界最大の甲殻類であるとともに、本県を代表する水産物です。成長が遅く、漁獲サイズになるまで数年を要し、資源量も少ないという観点から、適切に管理を行うことが極めて重要な種類であります。その隣のエゾイバラガニやイバラガニモドキは主にA海域で漁獲されるカニです。

指示内容について協議していただくにあたり、まず、前年漁期までの実績について報告します。

3ページを御覧ください。かご漁業の漁獲量の推移を示しました。表の左からA海域、B海域、C海域となっており、海域ごとに延日数、漁獲量、尾数等を示しております。なお、昨年、影山委員から御指摘いただいたB海域の一番右の列、1尾当たりの重さが何年も2キロのまま来ていることについては、漁期開始前も含めきちんと測定するよう指導してきたところですが、今期もこの数値で出てきてしまいました。今日の海区の前にも次はきちんと数値を記載する旨、厳しい指導をしております。申し訳ありません。

表の一番下にあります備考欄を御覧ください。指示内容を記載しております。操業期間については、A海域が9月1日から翌年の5月15日まで、B海域とC海域については、12月1日から翌年の2月末までとなっています。

次に、トン数と操業隻数についてですが、A海域、B海域では5トン未満の船が5隻以内、C海域につきましては、15トン未満の船で6隻以内となっています。C海域で他の海域より大きな船を認めているのは、当海域の海洋条件が厳しいため、安全性を配慮したものです。また、大きな船を認める代わりに、漁獲量に関しては2,500尾以内と制限を設けています。

次に、4ページを御覧ください。それぞれの海域の資源の状態について御説明したいと思います。まずは先ほどの表をもとにした図を2つ載せております。

上の図がかご漁業による漁獲量の経年変化を海域別に、下の図が資源量の指標値となる1日あたりの漁獲量を海域別にお示ししたものです。

まず、上の図についてですが、○（白丸）を点線で結んだのがA海域、●（黒丸）で示したのがB海域、○（白丸）を実線で結んだのがC海域となります。B、C海域の漁獲量は平成21年以降、いずれも概ね横ばいで推移していますがA海域は平成21年以降、低下しています。このため、資源状態の指標値となる1日当たりの漁獲量を下の図で見てみたいと思います。B、C海域は上の図と同じく概ね横ばいで推移しておりますが、A海域は平成14年に漁獲量が増え、その後一旦落ちて、平成21年以降、変動しながら現在に至ります。なぜこのような変動があるかを含め、現在の3海域の資源の状態について事務局側でどのように判断しているかを4ページ上部に記載しましたので読み上げます。

【資源の状態について】は、B海域及びC海域は、いずれも漁獲量及び資源量の指標値は概ね横ばいで推移していることから、資源は比較的安定していると考えられます。次に、漁獲量の変動しているA海域ですが、以下で御説明いたしますが、資源量の維持、増加に向けた放流等の取組が行われており、漁獲量に反映されてこない量のカニがカゴに入っていることが分かっております。このため、漁獲量や漁獲努力量を規制すべき状態にあると評価することは困難であると考えています。

その理由は以下の3点です。①平成21年漁期以降、オスに比べ小さなメスが漁獲主体となったこと。また、メスの中でもより小さな個体は常時放流していること。②令和元年漁期以降は、観光業並びに飲食店業の営業が縮小し需要が減ったことから、出漁日数及び漁獲量が制限されていること。③令和2年漁期はオスが漁獲物に混ざるようになったため、新たな漁場を探索していたこと。また、オスの小型個体も放流していること。

これらについて、5ページの図を用いて説明いたします。まず①ですが、A海域では平成20年漁期から21年漁期にかけて漁獲量が急激に落ち込んでいます。この海域で継続して操業している長兼丸さんに聞き取りしたところ、平成21年8月に駿河湾沖で地震が発生した後、今までカニを採捕していた漁場にカゴをかけても入らなくなってしまい、漁場を探索したところ、オスがなくなってしまった。メスがいる所を見つけたことで、オスに比べて小さなメスが漁獲主体となったと聞いております。

こちらについて、5ページ上の図にデータでお示ししていますが、当時の漁獲成績報告書を元に作図したオスメス別の漁獲量が、長兼丸さんのお話とつじつまの合う結果になっています。カニは同じ1個体でもオスの方がメスよりも大きく身も詰まっております。そのため、小さくて軽いメスが漁獲主体となったことが理由の1つとなっています。また、こういった状況下で小さなサイズまで獲っているのではないかという御指摘も過去の委員会で頂いておりますが、これについては、メスの中でも小さな個体は常時放流していること、小さ

な個体がたくさんいる漁場はより深い場所で道具の設置や回収に時間がかかりすぎることで、また小さな個体は身に比べてトゲが大きく食べにくいため好まれないといった理由から、漁業者もあえて獲るつもりはないということでした。

②の観光業と飲食店業の営業点業の縮小については、コロナウィルス感染症の影響とのことです。令和元年漁期、これは令和2年の3月から5月も含まれておりまして、長兼丸さんによりますと、これ以降は需要が減ったことから、注文も激減したことで操業日数及び漁獲量が制限されているとのことです。令和2年漁期では、注文の数がまとまってから出漁し、それ以上の量がカゴに入っても売れないのでいつも以上に放流したともおっしゃっていました。

この聞取りを基に近年の放流割合をお示ししたものが下の図になります。令和2年漁期ではオスが見え始め、漁期後半に漁獲があったこと、またオスの小型個体も放流したと聞いておりますので、エゾイバラガニのCPUE（1日当たりの漁獲量）は雌雄の合計をお示しておりますが、1日当たりの漁獲量は落ち込んでいるように見えますが放流割合、これは放流の数量がきちんと記録されていた日の水揚げした個体数と放流した個体数、すなわち、かごに入ったエゾイバラガニの数のうち放流個体の数がどれほどだったかの%をひし形で、隣に%の数字を入れてお示ししております。

近年も放流割合は30-40%台ですが、今漁期は、個体数ベースで70%近くを放流しており、コロナの影響で漁獲量が制限されていることが見て取れると思います。

最後に③で令和2年漁期はオスが漁獲物に混ざるようになったと御説明しました。確かにオスが漁獲されている、というのは漁獲の報告書からも分かります。ただ、増えてきたぞ、という段階でありオスが主に獲れるというところまでではありません。

本来、オスはメスよりも大きく身も詰まっている上、このカニはゆでるとオスは赤いのにメスはベージュになるという特徴があり、オスの方が高く売れます。

このため、今漁期は新たな漁場を探索しており、まだ開拓中です。探索で、居ないところにカゴを置けば漁獲は無いわけですので漁獲量が伸びない要因になったこと、また、オスの小型個体が取れたときは全数放流しているといった実態もございます。

以上御説明したことを基に5ページ下に、事務局側の、かご漁業の指示の考え方についてお示ししました。A海域では漁獲量の減少が資源量の減少に直結しているとは言えず、また本指示による操業が同海域の資源状況の継続調査になるという意味合いもあり、B海域及びC海域と同じく承認漁業を継続したいと考えております。

この指示の考え方について、よろしければ指示内容について御協議いただきたいと思っております。

実際の指示事項について指示（案）を御説明いたします。公報掲載案を6頁以降に掲載しております。

昨年からの変更点は、指示期間の変更及び漁業法の改正に伴う文言のほか、会長名の変更と申請者の押印廃止です。なお、承認証の会長印については、偽造を防ぐために従前どおり会長印と契印を押印する予定です。

指示の内容について了承された場合には、案のとおり公報にて公示します。なお、指示案について字句の細かな誤りが見つかった場合には事務局にて修正させていただきます。以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木会長                    ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員                お願いします。よろしいでしょうか。

指示の考え方についてお聞きしたいのですが。昨年、影山委員から御指摘があったように、今事務局が提示されている資料、漁獲状況、といったものから、資源がどういう状況かを推定するというは、なかなか難しい側面を持っているということ。例えば、個体の体重だとか体長をしっかりと調べながら調査操業をするということ。落ちていたのだと思いますが、なかなかそういうデータが出てこなかったという側面があります。

資料には、A海域では漁獲量の減少が資源量の減少に直結しているとは言えず、とありますが、私は、これが正しいかもしれないし正しくないかもしれない。すなわちこの相関関係は不明である、というのが事実だと思うんですね。ですからそういう意味ではこのような文章はあまりよろしくないのではないかと思います。

やはり本指示により、調査を含む操業がどうかということ、本海域の継続調査につながることから、承認漁業を継続したい、というように、やはり調査操業であることを強く訴える文言にしながら許可を与えるべきだろうと考えております。よろしく御願いいたします。

○松浦主査                    御意見ありがとうございます。鈴木伸洋委員のおっしゃることはもともとで、昨年度は甲幅の測定結果を提示しておりました。今年も測っていただいていたんですけども、家の片付けのときに失くしてしまったという事がございまして。来年、承認がいただければ、陸で測っているとので、そこに何回か立ち会うですとか、操業状態を写真でもらえるような体制は整いましたので、伸洋先生のおっしゃったように、個体組成の調査を含めながら調査操業の意味を強めていきたいということは考えております。御指摘ありがとうございました。

○鈴木伸洋委員      ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

○影山委員      はい、影山です。私も今鈴木伸洋委員が言われた考え方とほぼ同様の考え方だと思うのですが、今回の4ページや5ページの記述の中で、全体として、良く見過ぎで、もう少し厳しい状況にあるというところで全体を見る必要があると思います。漁業を始めた当初から見れば、一日あたりの漁獲量は相当ダウンしているわけですね。そういう中で4ページの記述の中で、資源は比較的安定している、とだけ書いてあるわけなんですけど、水準としては低位になっているというのが客観的状況だなと思いますし、先ほど鈴木委員が言われたように、資源の状況に直結しているとは言えず、という部分は少し無理があるのではないかなと思います。

全体とすれば、以前えびかごの関係でも、なかなか厳しい状況に資源を追い込んできたというのと、かにかご漁業についても、類似の状況にあるのではないかなと、その中で短期の間に改善を見通すのは難しいですし、資源の回復という面で見れば、相当強い、禁漁とかそういうものを長期でやるとかでない大きな改善は期待できない、というような状況ではないかなと思うので。今の圧力の少ない漁業の様子を見ながら、さらなるダウンは少なくとも抑えていくという、全体的な認識の上で今後の漁業の動向を把握しながら対応していくというそういう考え方が今後必要ではないかなと思っております。以上です。

○鈴木会長      ありがとうございました。他に御意見ございますでしょうか。

○眞鍋委員      眞鍋ですがよろしいでしょうか。

参考までに教えていただきたいと思います。漁についてです。2ページの漁具図のところですが、かごの水深400メートルとありますが、水深に応じてもっと長くするのでしょうか。

○松浦主査      長くなります。エゾイバラガニのメスは800メートルぐらいのところまで獲っていて、オスはもうちょっと浅いところまで。

○眞鍋委員      あと、このかごの中に餌などを仕込んでおくわけですか。

○松浦主査      そうですね。かごの中に冷凍の魚とかを入れて沈めておくと、カニはそういうものを食べますので。

○眞鍋委員      どのくらいの時間置いておくのですか。

○松浦主査      次の日だったと思うのですが。

○鈴木会長

次の日で良いです。

○眞鍋委員

次の日ですか、わかりました、ありがとうございます。

あと1つすみません。タカアシガニはよくわかるのですが、エゾイバラガニですとかイバラガニモドキですとかは、例えば市場ですとか料理屋に出てくる時はこの名前で出てくるのですか。それとも何か通称があるのでしょうか。

○松浦主査

この資料にある長兼丸さんはミルクガニと名づけていて、インターネットでエゾイバラガニと検索すると、その長兼丸さんのコメントばかり出てきます。水っぽいですけどどうまく蒸すとミルクのような香りだそうで、どなたか食べたことのある方いらっしゃればコメントをいただきたいのですが。

○鈴木会長

たしかにミルクの香りがします。その香りが嫌な人には向きません。それはエゾイバラガニのことですが、イバラガニモドキは食べたことはないです。

○眞鍋委員

わかりました。エゾイバラガニとイバラガニモドキは別々に区別されて販売されているということですか。

○鈴木会長

もちろん、形も違いますし、そうじゃないかと思います。

ただ、かにかご漁をやっている漁業者は、それを市場に揚げるのではなくて、自分たちで販売網を作って、それで販売をしているといいます。特に伊豆地区はそういう感じですが。だから大きさとか体長とか、漁協に揚げている分であればそこに出向いて、そこで測ったりすることは可能ですけれども、そうじゃなくて、戸田に持っていったりだとかそういう格好の販売をしているから、漁協としては把握できない部分が多いかと思います。

○眞鍋委員

では、戸田の料理屋などに直接持って行ってしまうということなのですね。あと通販ということなのですか。

そういうので把握ができないということなのですね。

わかりました。どうもありがとうございます。

○鈴木会長

他にありますでしょうか。三浦委員どうぞ。

○三浦委員

以前事務局から御説明あったかもしれないのですが、3ページの表の、1尾あたりの体重はどういうふうに測定しているのですか。

○松浦主査

水揚げしてきて、トータルの重さと、トータルの尾数がわかるのでそれを割

った、便宜上の1尾あたりの値になります。

○三浦委員                    ありがとうございます。

○鈴木会長                    はい、影山委員。

○影山委員                    先ほど1つ言い忘れたことがありまして。事務局の説明の中で、地震のあとサイズや性別に変化があったとの事で、私の記憶では駿河湾で震度5とか6くらい。当時深層水の担当課長であったんですけど、取水管が破断して大変な騒ぎになった地震じゃなかったなと思うのですが。その時に海底地すべりが大規模に起こって、それで取水管も破断したというのが最終結論だったと思います。結局その時に、駿河湾の海底ってそういうことなんだと。過去にも地震に伴って、大規模な海底地すべりがあちこちで発生している、そういう地形だと思うんですね。それがカニの生活に何らかの影響を与えた結果じゃないかと思うんですね。そういう面で非常に興味深く感じていまして。何らかのカニの生態の解明につながるようなヒントがあれば、それが漁業の管理とかに反映できるのではないかと思いますので、そういう興味を持ちながらデータを取っていけば将来役に立つかもわからない、というふうに考えております。

○鈴木会長                    ありがとうございます。他に御意見ございませんか。  
御意見が出尽くしたようです。今、鈴木先生、影山委員の話の中から、調査操業的なことをしたらどうかという意見が出ましたけれども、そこを考えていただくよう、よろしくをお願いします。

○松浦主査                    はい、調査の指導もしていきたいと思います。

○鈴木会長                    それでは指示事項につきましては、原案通り了承してよろしいでしょうか。

○各委員                    異議なし。

○鈴木会長                    それでは、(2) 指示事項については原案どおり了承することといたします。  
続きまして、(3) 協議事項のA 広域漁業調整委員会の委員互選について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹                    広域漁業調整委員会の委員互選について、説明させていただきます。  
資料4を御覧ください。  
まず、経緯から御説明します。  
広域漁業調整委員会とは、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資

源を対象とした資源管理に関する事項について協議、調整を行うことを目的として、平成13年10月、漁業法に基づき設置された国の常設機関でございます。同委員会の効率的な運営のため、「太平洋」、「日本海・九州西」、「瀬戸内海」の3委員会が設けられており、静岡海区は、太平洋広域漁業調整委員会に所属しております。

太平洋広域漁業調整委員会の委員は28名で、18都道府県の海区代表者である都道府県海区互選委員18名と国が選任する大臣選任委員10名、こちらは沖合漁業代表者を主とする関係漁業代表者7名と学識経験者3名からなっております。委員の任期は4年で、今年10月から令和7年9月末までの委員を新たに互選する必要があります。

これまでは、海区を代表して、第1期から5期までは会長が委員となっておりましたが、第6期の現在は、鈴木副会長（当時）が代表となりました。太平洋広域の対象魚種の漁業者が適当ではないか、宮原会長の全漁調連合副会長就任で業務負担軽減を考慮すべきではないかなどの意見があったようです。

昨年度の太平洋広域漁業調整委員会の議事内容をかい摘んで御説明します。会議は例年12月と3月の2回、東京で行われますが、昨年度は2回ともWeb開催でした。2ページの中段、報告事項を御覧ください。12月の会議では、全体会の前に南部会が開催され、広域魚種の資源管理でキンメダイが取り上げられ、水産庁から1,900トンの数量管理案が示されました。このほかに伊勢湾、三河湾のトラフグやイカナゴについて説明がありました。全体会ではマサバの資源管理や3頁に記載の内容について説明がありました。

4ページの中段を御覧ください。こちらは3月に開催された太平洋広調委の報告事項で、4月の第1回委員会で皆様に報告させていただきました。

キンメダイの資源管理及び指示、5ページに記載のクロマグロの遊漁に関する指示、その他記載の内容について御報告いたしました。

ただいま御説明したキンメダイを始め太平洋海域に分布する広域魚種の資源管理、指示等については今後も継続して検討されるものと思われま

す。つきましては、太平洋広域漁業調整委員会の静岡海区からの次期互選委員について、御審議いただきたいと思

います。よろしくお願

○鈴木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

はい、どうぞ橋ヶ谷委員。

○橋ヶ谷副会長

今までは鈴木会長にお願いしてきた件でございますが、引き続きやっていただくのも大変だと思いますので、次は対象魚種になっているキンメダイに詳しい、高田委員がよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。





してございますが、その内容と許可状況を3ページに載せてございます。3ページを御覧ください。静岡県船の神奈川海面での許可枠はイワシは4で現在の許可数はゼロ、かつお・まぐろでは3で現在の許可数は同様にゼロです。操業期間は、イワシで11月1日から翌年4月30日まで、かつお・まぐろで5月1日から8月31日までです。許可枠に対して実際に許可を受けている船がないのですが、これは、いとう漁協の所属の36トンの船が操業を希望しているものの、神奈川県での許可の制限条件の30トン以下の船であること、という部分に合致せず、使用が認められた船舶ではないためです。

一方、神奈川県船の静岡海面での操業についてですが、許可枠はイワシが1か統、かつお、まぐろが4か統となっています。許可自体はそれぞれ1か統に発給。許可船は表に記載のとおりです。許可期間は、イワシで周年、かつお、まぐろで5月1日から8月31日までですが、ここ数年、漁場が形成されないため本県海面での操業実績はありません。

協定で定められた操業区域については、4ページの図を御覧ください。協定上の区域です。神奈川海面では、イワシ及びかつお・まぐろともに城ヶ島灯台正南線以東を除く神奈川県の地先海面であり、かつお、まぐろについては夜間操業が禁止されています。一方、静岡海面では、イワシは稲取崎正東線以北の静岡県の地先海面、かつお、まぐろは石廊崎灯台正南線以西を除く静岡県の地先海面で、夜間操業が禁止されています。

1ページにお戻りいただき、担当者会議の項目を御覧ください。

今回、今後の協定について、いとう漁協所属の生栄網から意見を聴取し、それを元に5月18日、神奈川県の担当者とWeb会議形式で意見交換を行いました。意見交換では、資料7ページ及び8ページに記載の要望について確認いたしました。静岡県から神奈川県に対しての要望は7ページにございます。要望は3点。協定の継続、本県船に合わせ許可の対象を40トン未満の船舶までとすること、神奈川県のかつお、まぐろまき網の入会区域「石廊崎灯台正南線以西を除く静岡県の地先海面」を「稲取崎から正東の線以北の静岡県の地先海面」とすること、こちらを漁業者等からの要望として伝えました。①については、対象となる漁業者が、今後、代船を購入した時に神奈川海面での操業を予定しているためです。②については、希望するような代船が見つからないため、静岡県の許可の区分に合わせて、許可の対象を40トン未満の船舶まで認めて欲しいとのこと。③については静岡県の許可内容は本県沿岸漁業者の意向等も反映して「稲取崎から正東の線以北の静岡県海面」となっており、協定の入会区域を静岡県の許可内容に合わせていただきたいとのこと。

一方、8ページに記載のとおり、神奈川県の漁業者は本県に対し、①協定の継続、②現在操業自粛区域となっている石花海の海域について、引き続き自粛をお願いしたい。③協定内容の厳守について、関係漁業者を指導されたい。④協定期間は従来どおり3年間としたい、以上の点を要望していると聞いており

ます。概ねこれまでの協議会で神奈川県から出された要望でございます。

そこで、今回、協議していただきたい内容についてですが、2の協議事項を御覧ください。まき網漁業者等から出された要望を、静岡海区からの要望としたいこと。また、神奈川県からの要望に対しては、これまでの協議会での回答を参考にするとともに、出席される委員の方と相談の上、回答させていただくこと。さらに、6月25日にいとう漁協会議室をお借りしてWeb開催される協議会に、本委員会から3名の出席をいただきます。本来は会長が出席する会議ですので鈴木会長にお願いしたかったのですが静岡県と神奈川県の連絡調整がうまくいかず会長の別の予定と重なってしまいました。申し訳ありませんでした。そこで会長代行として、さばで入会漁業をされている橋ヶ谷副会長に、また、まき網漁業者の金指委員と伊豆東岸のまき網を含む漁船漁業を熟知されている高田委員にご出席をお願いしたいと考えています。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます

○鈴木会長                    ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

それでは、特に御意見等がないようですので（3）協議事項のイにつきましては原案のとおり了承してよろしいでしょうか。

○各委員                      異議なし。

○鈴木会長                    はい、それでは、（3）協議事項のイについては原案どおり了承することといたします。

続きまして、（4）その他について、事務局から説明をお願いします。

○山田主査                    水産資源課の山田です。委員会が始まる前に配布させていただきましたが、「漁業許可等の取扱方針」について簡単に紹介したいと思います。Webで参加の委員の方にも昨日お送りしましたが届いておりますでしょうか。

それでは説明いたします。前回の海区漁業調整委員会でも御協議いただいたところですが、知事許可漁業の一斉更新ということで、9月1日に許可を更新するというようになっております。これまでの海区漁業調整委員会で御協議いただいた内容を含めた新たな「漁業許可等の取扱方針」を作成しました。

現在の一斉更新の事務手続きの状況ですが、9月1日の知事許可漁業の一斉更新に向け、現在、許可の申請を受付中です。受付期間は6月11日から7月12日までです。以上でございます。

○松浦主査                    先ほどの説明は知事許可漁業の担当者からのお話でしたが、漁業権漁業の担

当者から引き続き御報告をいたします。

共同漁業権ですと一般の人がイセエビやアワビを獲れませんというものです。それから、ノリやカキ、魚類の養殖といった区画漁業権、それから水深が27メートル以上の深いところに網が張ってある定置漁業の漁業権の切り替えが、再来年の令和5年の9月1日に予定されておりまして、来年度から免許発給のための手続きを進めていく予定があります。手続きには、海区漁業調整委員会に、漁業権免許のための計画や免許者の決定についての諮問や委員会による公聴会の開催といった手続きがございます。

それに先立ちまして1点報告がございます。定置の漁業権は5年おきに切替えとなります。先の平成30年9月1日に免許した定置漁業権、これは、定置網の漁業権なので、免許された区域の範囲内で排他的に定置漁業を営める権利になります。

こういった定置網の漁業権免許は県下で16定置に発給しておりますが、このたび、熱海市網代にある赤石というところの定置網の位置を決める大元となる基点が間違っていたことが判りました。基点が間違っていると何が起こるか、といいますと、基点を元にしてこの範囲内に網を張っていいですよ、という区域を定めるわけですが、基点が間違っていたので県が免許で示した網を張る範囲も間違っていたこととなります。

赤石の定置については現在休業中で網が入っていないため、誤った場所に定置網が張られているという状況ではないのですが、基点の誤りは誤りですので、今後、免許した先の漁業会社と調整し、令和5年の漁業権切替よりも前に、正しい場所で免許を出し直したいと考えています。

21期から委員でいらっしゃった方には、こちらの間違った基点が記載された漁場計画や免許内で諮問し、問題ない旨の答申を頂いてしまっており、大変申し訳ありませんでした。今後、改めて正しい基点をもとに免許発給の手続きを進めてまいります。その際には、海区漁業調整委員会の皆様にお諮りすることや公聴会の開催などがございますので、こちらの認識ミスによる手続で大変申し訳ありませんが御審議等について、よろしく願いいたします。

○日吉委員

赤石だけではないですよ。伊豆山でもあって、漁業者は2億5千万円かけて網を移動したんですよ。これ2回目なんですよ。責めているわけではないんですけど。ちゃんとそのことを伝えていないと誤解を受けるので。定置漁業者は国から新リース半分もらいましたけれども、2億5千万円かけて網移動しているわけです。隣の神奈川県との境になるので、流されたりすることにもナーバスになるのが漁業者の気持ちですけども。もう一点は、これは大型免許ですから海上保安庁の海図に載るんですよ。一番僕が心配しているのは、本来ないところに網が張られていたりすることで、レジャーボートなんかは高速で来ますよね。その人達がプロッターなどに海図を入れている可能性があるけ

れども、そういうときに事故が起こる可能性があるんですね、それは漁業だけの問題じゃないんですね。神奈川の方だともっと海洋レジャーが盛んなので、定置網にしょっちゅうレジャーボートがかかったりすることがあるんですけれども。大きなハーバーが熱海にも伊東にもあるんで、非常にそういう危険度があるわけですね。この間、花井課長も松浦さんも来ていただいて、定置協会の会合に出させていただいて、啓蒙活動もやっていただいたんですけれども。ここで言いたいのは基点も大事かもしれないけど、今現在ある基点、1~2度違うだけでとんでもないところに設定されちゃうんですね。僕ら定置漁業者になると、海を占有しているのは一丁目一番地のことなんですよ。そのことで基点だけに頼るのもあれなので、基点とGPSでとったこの4点をやっていただきたいと思います。基点だけでなく、GPSで緯度経度を測ったダブルでやったほうが安心だと思うので。基点だけでとっていると、伊豆の場合磯でとっているんですね。磯の場合台風が来ると、石がひっくり返ったり石が上に乗ったりして基点が結構消えるので、一斉更新の際は、私たち定置漁業者も協力しますので、移動しないものに変えたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木会長           他にありませんか。

○山田主査           もう一点ございます。ナガラミ漁業と書いたA4の資料があると思いますので御覧いただきたいのですが。

前回、4月の海区漁業調整委員会において安間委員から3月にナガラミが採捕されており、違反があるのではないかとの御指摘があった件について説明します。

お配りした資料を御覧ください。現状の制限の内容を整理したものです。

ナガラミについては、大きさと禁止期間についての制限はありません。このため、3月にナガラミが水揚げされていても問題ありません。

現在ある制限としましては、漁法の制限がございまして、図1の小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）で操業する場合は、知事の許可を受ける必要があります。

一方で、図2にありますカクワ、ジョレンともいいますが、このような道具でナガラミを採捕することは自由漁業の範疇であり、操業可能です。浜名地区で何隻か操業が行われていることを確認しています。

なお、遠州灘海域においては取締船天龍が監視しておりますが、この時期に図1の貝けた網により操業が行われていた確認はありません。

今後も違反操業のないよう、取締りを強化していきます。

以上でございます。

○安間委員           はい、説明ありがとうございます。その他に1つ2つ触れたいことがござい

ますが。スタッフの皆さんも守備範囲が広くて大変だと思います。

このナガラミのことにつきましては、前回の委員会のあと、浜名から出ている内山委員に少し聞いたものですからわかったのですが。それと休憩のときに詳しく聞きましてわかったわけではありますが。できれば、現場の人達はどうかどうなると聞いてくるものですから。私は遠州漁協の代表で出ているわけではありませんが、現場の声としてはそういうことが出てくるものですから、できる限り早めに教えていただければ現場の方に説明して理解をしていただくということがありますので、その点をお願いしたいなと思います。

ナガラミの漁法については先ほどの説明でわかったのですが、その後現場の方の声として、愛知県から獲りに来ているんじゃないかという声がありまして。ちょっと前に愛知県の方で、遠州灘産ナガラミとして売っていたというんですね。許可の件に関しては愛知県はこのことに限らず緩やかかなということが見られるんですが、そこらへんがわかりましたらまた教えていただきたいということと、広域の中でそういう話をまたしていただけると。静岡は神奈川の方とはうまくやっているようではありますが、愛知の方とはそこらへんが少しまいちかな、ということが見受けられますのでその点をお願いしたいなと思います。以上です。

○板橋局長                      安間委員に確認させていただきたいんですけども、愛知県の方から来てやっているというのは、この小型機船底引網漁業をしに来ているという声があるということですか。

○安間委員                      その辺は私も現場を見ているわけではないものですから、よくわからない部分があるのですが。現場の人達がそういうことを言っているんですね。それで愛知県の方で遠州灘産ナガラミとって売っていると言うんですよ。そういう声があったものですから、そういう時はちゃんと証拠のようなものを見せてよと。そうでないと私もこういう場でなかなか言いづらい。けれどそういうことがあったということだけは発言しておきますよ、とそういったわけがあります。

○板橋局長                      この件にお答えいたしますと、貝けたとカクワという自由漁業があるというお話をしましたけれど、もちろん貝けたについては知事許可でございますので、愛知県の方が静岡県で許可なく行うことができない。一方でカクワ等の制限がない漁法については、愛知県の人であっても自由漁業として行うことができしまいます。その結果、愛知県の方で遠州産のナガラミとして売られている可能性はあると思います。

○内山委員                      浜名漁協といたしましては、終始徹底して組合員には通知しておりますので違反はないと思います。

- 安間委員 半分は要望ですので、そういう風に受け止めていただいて、わかる範囲でまた調べていただきたいと思います。以上です。
- 鈴木会長 局長すみません。自由漁業の中でカクワで獲る分は、静岡県内の漁場内に入ってきてやることは自由ということなんですよね。
- 板橋局長 それは自由にできてしまいます。
- 鈴木会長 でもそれは、静岡県の海域に入ってくれば、やはり地元の漁業者はわかりますよね。
- 内山委員 曖昧なところもございしますが、浜名湖の中は漁業権がありますよね。浜名湖の中ではそれはできないと思います。ただ遠州灘に関しては先ほど言われた様な感じだと思うんですけども。でも見たことはありません。
- 板橋局長 いずれにせよ、今後もしかすると漁業調整規則の中で何か規制をしていくという話になるのかもしれませんが、事実関係として愛知県の人々が来ているかということを知る範囲で調べさせていただきたいと思います。
- 鈴木会長 よろしくお願ひします。  
他に何かありませんか。はい、高田委員
- 高田委員 これは自由漁業と言われましたけれども、大きさは定めなしと書いてあるんですけども。
- 鈴木会長 販売の場合は、うちのところは持ってきても決められた大きさでないと買わないとなっています。
- 西原委員 カクワもこれ大きさの規制がありますよね。
- 山田主査 県での規制はありません。
- 西原委員 うちのところはある程度大きさというのが決まっていますよ。  
うちのところはカクワといっても船で使う人はいなくて、陸から入ったときに使うクワとかそういう道具の大きさが決まっています。だからそこは地域の漁場と話し合いの上でもめないようにと決めた経緯があるものですから。  
うちのほうもハマグリとかナガラミを獲る人が多いです。そういう場合は漁協

の組合員の採捕許可といったそういうものをもって、獲ることを許可しているんですがね。許可にない人はうちの方は獲れないことになっています。

○眞鍋委員

眞鍋ですがいいでしょうか。

話をさかのぼって申し訳ないんですが、資料5の中型まき網漁業のことでひとつだけ教えていただけますか。

イワシ漁というのがありますけれども、これは従前たる食用のイワシを獲るという事ですか。それともしらす漁、あるいはカツオの餌のために獲る漁なのか、どういう目的なんでしょうか。

○日吉委員

食べるためのイワシを獲っています。マイワシとかカタクチイワシとかウルメイワシとかですね。以前はカツオの餌もやっていたみたいですけどね。30数年前だと思うんですけど、カツオの餌場の基地になっていました。

○松浦主査

伊東の宇佐美に漁業基地があって、他県から来るカツオマグロの船が休憩して餌を積んでいったと、網船の方から聞いております。

今は食べ物としてイワシを獲っています。ただこのところイワシの値段が上がらなくてということもおっしゃっています。

○眞鍋委員

わかりました。じゃあ今は食べるためのイワシですね。どうもありがとうございます。

○鈴木会長

他にございませんか。

最後に、次回開催について、事務局から説明をお願いします。

○市川技師

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は8月3日（火）焼津市にあります静岡県水産・海洋技術研究所で午後2時からを予定しております。

主な議題としましては、さばすくい網漁業及び棒受網漁業の許可及び起業の認可の定数について等を予定しております。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

次回は8月3日（火）になるということですので、よろしく申し上げます。

私の方からひとつお願いがありまして、静岡県は伊豆半島から浜名湖までとても長い海岸線をもっております。ただ静岡県の漁業の現在の状況を一切把握することができません。漁業者委員にお願いですけれども、次回から会議の時に、簡単でもいいですから、今獲れているとか獲れていないとか、今どんな漁をしているとか。そういうことを発表していただければ海区調整委員として県内の漁業を把握するにもいいのかなと思いますので、協力のほどよろしくお願い



いします。

以上で第22期第2回海区委員会を終了します。長時間どうもありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

委員会開催前にも説明いたしましたが、改めて会議及び議事録の取り扱いについて説明します。漁業法の規定により、会議は公開、議事録をインターネット等で公表することになっています。

先ほど会長から指名のありました本日の議事録署名人の橋ヶ谷委員と、眞鍋委員におかれましては、後日議事録をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

( 終了 16:25 )

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年6月22日

議 長 鈴木 精



議事録署名人 橋ヶ谷 善彦



議事録署名人 眞鍋 淳子



